

今さら聞けない 労務管理の質問7選

Q1. 試用期間も各種保険に入るべきなの？

A1. はい、各保険の要件を満たす限り、試用期間でも加入しなければなりません。

Q2. パートやアルバイトにも有給休暇、産休・育休があるの？

A2. はい、短時間労働者もその労働密度に応じた日数の有給休暇が取得でき、
また、一定の要件を満たす場合は育休を取得できます。

Q3. 休憩は6時間労働までなら不要、8時間労働までなら45分でいいってほんど？

A3. はい、しかし6時間を超える際は45分間、8時間を超える際は60分間必要です。

Q4. 36協定ってなに？どうしてサブロクなの？

A4. 法定時間である1日8時間、1週40時間を超えて労働させる場合、および法定
休日に労働させる場合に必要な労使協定です。これがない場合、法定時間を超え
る時間外労働、休日労働をさせることができません。これらは労働基準法第36条
に規定されていることから、通称36（サブロク）協定といいます。

Q5. 給料は全部歩合給、成果が出なかった場合は給料を支払わなくてもよい？

A5. いいえ、例え支払う歩合がなくとも、労働時間に応じて最低賃金を上回る賃金
を保障しないとイケません。

Q6. 平均賃金はどのように計算したらいい？

A6. 直近の賃金締日から3か月間の総賃金をその総日数で除したものの。

また、日給・時給者は総日数ではなく、総出勤日数で除して100分の60を乗じたも
のが最低保障額です。

Q7. 休業手当と休業（補償）給付って同じ？

A7. いいえ、休業手当は労働基準法の制度で、事業主の都合で休業を命じた際に事
業主から労働者へ支払います。休業（補償）給付は労働者災害補償保険法の制度
で、業務（通勤）災害での休業期間に保険制度から労働者へ支払われるものです。